

## 役員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO 法人せいしとらんし熊本の役員の報酬の意休の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

### (補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、NPO 法人せいしとらんし熊本の総会が別に定める。

### 附 則

この規程は、NPO 法人せいしとらんし熊本の設立の登記の日から施行する。